

令和4年度 手話言語条例推進方針等に係る懇話会 会議録

- 1 日時 令和5年3月29日(水) 午前10時～正午
- 2 場所 京都市聴覚言語障害センター(2階 研修室)
- 3 出席委員 志藤修史委員、竹本明史委員、岩城宏允委員、星田真理子委員、高井小織委員、藤岡寿子委員、栗林純子委員、國重初美委員、高山正紀委員、石神博行委員
橋本英憲氏(オブザーバー参加(阿野大次郎委員代理))
欠席委員 橋本理恵委員、上田晶子委員、橋知里委員、寺田玲委員、平田えみり委員、兵庫美砂子委員
事務局 保健福祉局障害保健福祉推進室
徳永室長、須蒲企画・社会参加推進課長、栗山社会参加推進係長、伴担当

4 次第

- (1) 開会
- (2) 自己紹介
- (3) テーマ等
 - ・ 「施策の推進方針」に基づく事業の進捗
 - ・ 意見交換
- (4) 閉会

(事務局からテーマ等について説明の後、意見交換)

志藤座長

説明のあった取組実績について、御質問あるいは御意見等を頂戴いただきたい。

オブザーバー(橋本氏)

議題資料(3)の②以降について、説明いただきたい。

事務局

※ 議題資料に沿って説明。

また、今年度の途中から手話通訳者の方に関して、現場に向かう途中や到着後にキャンセルされるということがあったため、京都聴覚言語障害者福祉協会とも協議のうえ、キャンセル規定を新設した。

オブザーバー(橋本氏)

議題資料(4)の②で、令和2年度(2020年度)当初から派遣報酬を改定され、1時間ごとに2,000円となっているが、京都市聴覚言語障害センターから請求される金額は1時間につき、5,500円となっている。この差は何故か。

事務局

議題資料に記載されているのは、手話通訳者派遣の単価であり、要約筆記者派遣の単価はまた異なる。要約筆記者の方がやや値段が高い金額になっているかと思われる。

オブザーバー(橋本氏)

議題資料では、手話通訳者と要約筆記者の派遣時間に係る考え方を統一となっているが。

事務局

金額については同じ基準ではない。要約筆記者派遣は長時間、通訳し続けるということが困難であり、例えば10分や20分おきに何人かで交代して行う仕組みであったかと思う。そういったことも含め、実際にかかってくる費用は手話通訳者と要約筆記者で異なると思われる。

高山委員

まず、令和3年度(2021年度)の懇話会の意見募集と回答の内容をプリントアウトしたが、B5サイズの大きさの表になっていて、文字サイズがかなり小さく、これをA3に拡大してもかなり小さな文字で、高齢のためなどでなく、本当に読みづらかった。文字サイズは大きくできるよう工夫してほしい。また、資料を縦向きではなく横向きにするなどの工夫があったかと思う。

意見募集の回答の部分については、全体的に「今後の検討のための参考とさせていただく」という文言が多い印象である。行政が本気で施策を進めて行こうと思っておられるのか、そういった部分が課題かなと感じている。

さらに、第2期推進方針の取組期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間になっているかと思う。令和6年度（2024年度）までに取組内容を、検討部分も含めて、すべて達成できるのかお聞きしたい。

回答の最後に記載している「専門チーム」については、平成30年度（2018年度）に開催された懇話会資料にある「テーマ別協議の場」のこと。市行政からは翌年度に「実際に集まって何を協議するのか。そこまでは至らなかった。我々の取り組みが遅いということでお詫びしたい」との発言があった。まだ実現されていないようで、さらに遅れているのか、その辺りのお話を伺いたい。

事務局

専門チームについては、詳細な部分がわかりかねるため、あらためて報告する。また、第2期推進方針については、取組期間内に達成できるよう努めるつもりである。

石神委員

議題資料（1）の③の職員向けの手話講座の実施について、手話講座の参加者全員が検定試験を受験されたのか。

事務局

参加者全員が受験できたわけではないが、参加者の多くが受験されたとの報告を受けている。

石神委員

事業の評価という面で考えると、最後まで受講された人数、試験を受けて合格された人数が評価の目安になると思う。手話検定4級は初めて手話を学ぶ方が対象になるかと思うが、手話でコミュニケーションをしてもらってレベルまでとなると2級以上の資格が求められる。そのため、4級で終わるのではなく、それ以上を目指していただきたい。

また、議題資料（1）の①について、令和4年度の取組では、西京ひろばにおいて手話体験ブースを出展したとあるが、他の地域では出来なかったのか。

事務局

実際のところ行政主催のイベント関係が減ってきている。そのため、西京ひろばのように地域の方々が主体的に実施されているイベントについては、できる限り手話体験ブースを出展したいと考えている。ただし、地域の方々が主催で行っているものなので、出展にあたっては、費用がかかり、以前よりも支出が多くなったというのが現状である。

石神委員

お金絡みというところで大変な面もあるかと思うが、呼びかけは広げてほしい。各区で行われるような催しへの手話体験ブースの出展は大事だと思う。

また、例えば一年に1回か2回程度でも良いので、それぞれの区にお願いするのではなく、京都市の方で手話を学ぶ機会を企画できないものか。

個人的な意見になるかもしれないが、市民しんぶんの内容を手話で解説又は表現する動画を作っても良いと思う。最近見たニュースで、小中学校の教科書にQRコードがあり、それを読み取ると、英語の説明が流れるというようなものがあつた。市民しんぶんでもQRコードを活用して、手話での解説が流れるようなことができないものか。お金絡みでもあるので、何とも言えないところもあるが、技術的にはできると思うので、そういったことも検討いただきたい。

オブザーバー（橋本氏）

平成から令和に元号が変わったため、元号表記のみでは、何年前のことかわかりづらい。元号表記のみというのは親切ではないため、西暦と併記するようにしてほしい。

事務局

行政の中の文章においては、元号表記がベースとなっているため、西暦との併記は難しいが、このような場で皆様に見て頂くものについては、今後対応させていただく。

志藤座長

平成28年（2016年）に施行された京都市手話言語条例の前文の中に重要なことが端的に説明されている。京都から手話教育がスタートしたということが明記されており、何故今手話が

必要なのか、重要なのかも説明されている。京都市が作成しているリーフレットにも書かれているが、もし、今後、リーフレットを改訂する機会があれば、一つお願いがある。京都における手話の歴史を語るうえで、もう一つ重要なことがあるのではないかと考えている。明治11年（1878年）に京都で盲啞院ができ、手話教育というものがスタートしたが、それよりも3年前に「おがわとしろう」先生が手話教育をスタートされている。場所は待賢小学校で、地元の方も誇りにされている。小学校令の制定により小学校が始まり、京都は各自治会が小学校を作ってきた。その中でもいち早く聞こえない子どもたちの教育を進めてこられた。全国の中でも特筆すべき大事なことだと思う。そういう歴史についてもリーフレットを改訂する際にぜひ明記してほしい。待賢小学校は今もあるため、手話を発信する拠点として、京都市としても前向きに検討していただきたい。これは福祉セクションだけではなく京都市全体的、そして、教育を絡めた方向性になると思うため、保健福祉局の方からも教育委員会等へ働きかけをお願いしたい。

星田委員

通訳の手当について、1時間あたり2千円の報酬及び実費交通費の支給、そして、キャンセル料を設けていただいたというのはありがたい。しかし、それでもまだ報酬が安いのではないかと思う。通訳業務で、現場まで片道2時間、現地での通訳時間は20分、トータルで5時間かかったものがあつたと聞いた。それでもいただけるのは2千円の報酬と交通費である。これでは、次の担い手に魅力ある仕事と伝えるのは厳しい。しかし、以前と比べると前進していると思うので、今後の京都市の財政状況もあるかと思うが、より良いあり方について、引き続き検討をお願いしたい。

また、本日の冒頭で、皆様が手話での挨拶をされていたのを見て嬉しかった。その時の皆様はとても楽しそうにされていたように思う。このように手話での会話を第三者から見て楽しそうと感じてもらえれば、もっと挨拶したいという次のステップに進み、さらに次にステップで通訳者というものがあるのなら、目指してみようかなという流れができるのではないかと思う。

私も通訳者になるために勉強をし、最初は技術だけだと思っていた。が、先ほどの志藤座長のお話にもあつたとおり、それだけではダメだと思った。手話の歴史や当事者の方の運動により勝ち取ったものがたくさんあると思うので、そういったことも勉強しなければならないと思う。

高井委員

京都府立のろう学校は府立校で京都市にはろう学校はない。ただ、京都市には学年別の固定制の難聴学級があり、これは50年を超える歴史がある。ただし、難聴学級の担任を希望する教員がなかなかいないのが現状である。私は長く公立の中学校でスクリーンに文字を出しながら、手話通訳をするというころを様々な行事でやってきた。20年前と比べて、最近では聞こえる子らがそれを見て、憧れの日や興味を持ってくれるようになっている。京都市立二条中学校の難聴学級を卒業して手話通訳士まで取得した聞こえる子も複数名いる。また、聾学校の教員になった者もいる。そういう意味では、学校の中で手話や聞こえる・聞こえないことについて、少しアンテナが張れるということがとても大事だと思っている。

以上は私の意見であるが、議題資料（1）の④で、リーフレットを市立学校に配布する。そして継続して実施とあるが、具体的にどれくらい、何校に何人分やっているのか。また、学校現場での教職員が活用できるビデオ教材も継続して活用とあるが、発展しているのか。充実しているのか。

さらに市立学校の教職員を対象とした研修について、以前は聞こえない子どもを担当する先生が自主的に集まって、先生方の自主的な手話サークルがあつた。40年近く前からあると思うが、それだけでは少し狭いように考える。市立学校の教職員を対象とした研修の参加者数が少ないことについて、どうすればよかつたのか。具体的なところをもう少しお聞きしたい。

事務局

この内容は、教育委員会が実施している部分であるが、以前に作成されたリーフレットを継続して使用しているとは聞いている。

また、何校に何冊渡しているかまでは確認できていないため、教育委員会に確認のうえ、あらためてお示しさせていただきたい。ビデオ教材も以前のものを使用していると思われる。

研修の参加者数が少なかった理由について、コロナの影響もあると思うが、おそらく時期的な問題もあつたと思う。夏休みや冬休みの時期に開催した方が参加者数も増えたのではないかと感じている。

ただし、あくまでこれは仮説の段階であり、率直に申し上げると私たちも何が問題だったのか、分かり切っていない。本研修については、再募集を複数回行ったが、それでも参加者数は伸びなかった。また、対面ではなく、オンラインの方が受講しやすい可能性も考えられたため、一部オンラインにして、募集を行った結果、最終的に3名の方に御参加いただけた。そのため、開催時期と講義方法が課題ではないかと推測している。

高井委員

私自身がリーフレットを長らく見ていないため、このような場では、具体的な数をお示しいただけた方がよいと思った。

また、京都市の学校や聾学校などに合わせた色々な取組、京都市の難聴学級や言葉と聞こえの教室、今は人工内耳をつけた子どもが聾学校や難聴学級にもたくさんいるので、そういうネットワークが目に触れるところに人工内耳や補聴器、手話など豊かなコミュニケーションがあることを出せた方が興味を持つと思うのと、獲得したいと思う子もいると思うので、より豊かな仕組みを作っていたらと思う。

高山委員

手話言語条例の推進計画がいつスタートしたのか、6年前。段々記憶も薄れてきている。手話言語条例の条文内容を文章でなくて動画で発信することは当初から要望している。条例があることを啓蒙し、この条例の意義を周知した方がよい。鳥取県では動画を作成されており、向日市では漫画の冊子が作られている。京都市もぜひ、こうした情報をリンク付けして紹介するようにし、動画で発信するなど検討いただきたい。また、京都市のホームページを一般市民が見に行くということは少ないと思うので、財政的な課題もあるかと思うが、市民しんぶんQRコードを載せて、手話動画を見ることができれば、市民の方にも効果的な周知ができると思う。

事務局

参考にさせていただき、どのような周知ができるのか我々も考えていきたいと思う。

國重委員

先ほど高井委員からリーフレットのお話があったので、私が知っていることでのお話をしたいと思う。手話のリーフレットについては、全市の小学校4年生を対象に、全児童に配られている。総合的な学習の時間があり、学校によって授業内容が異なるので、すべての学校でされているのかはわからないが、福祉の学習ということで、手話や聴覚障害のことを学習されている学校もあるかと思う。本校では4年生の生徒に対して、リーフレットを使って、手話を学ぶ時間を作っている。

また、当事者の方をゲストティーチャーとしてお招きし、教えていただくような方法もあり、それを行っている学校もあるかと思う。また本校の話になるが、手話クラブというものを作っており、手話ができる先生が必ずしもいるわけではないが、手話クラブを担当する先生が、今はYouTube等で手話を見て学ぶため、その動画を見て子どもに手話を教えられたり、校区の中にいる当事者の方に来ていただいて、直接教えていただくというようなこともしている。

その手話クラブに所属していた生徒で、手話通訳者になりたいという夢を持って、卒業した子もいる。京都市の方で、5年生の生徒を対象に京都コンサートホールで、京都市交響楽団の鑑賞教室がある。そこで必ず京都市歌を歌うのだが、手話で歌っている。これまでは教育委員会が作成した手話動画を各校が見て覚えて、本番を迎えるというようなことをしていたが、このコロナで鑑賞教室自体がなかったので、少し途切れている。この伝統が途絶えないか個人的に心配している。

高山委員

京都市聴覚障害者協会で、手話講師派遣のコーディネーターをやっている。これは、教育委員会との契約によるものであり、教育委員会とはボランティア事業ということで契約している。リーフレットについては、教育委員会から小中学校・校長会に送付しているということである。教育委員会のポータルサイトを見ても、少し足りないと思うので、内容の充実を検討していただきたいと思う。

オズバーバー（橋本氏）

先日、開催された手話研修センター20周年記念式典において、京都市の須蒲課長が最初から最後まで手話で挨拶をされた。すごいことだと感心した。大変苦労されたと思う。手話を使う機

会が少ないとどうしても忘れてしまう。単発的な研修をやったところで、手話そのものは身につかないが、そのような研修を通じて、聴覚障害のある方の理解が広まっていくと思う。そして、私たちは暮らしやすくなっているような実感がある。

聴言センターで、コミュニケーション教室をやっているが、同じ参加者がほとんどである。新たな参加者を増やすためにも皆様の知恵や協力をお願いできればと思っている。

志藤委員

コロナ禍において、緊急時の手話通訳派遣の仕組みを整えられて運用開始されたかと思う。この運用は今も継続しているが、この間、コロナの関係で、聾の方も沢山感染され、緊急搬送されている方も中にはいると思う。京都市として、このシステムを振り返り、どういう風に評価されているか少し伺いたい。正直、通訳者の方々にはかなりの負担がかかるシステムだと思うが、京都市の方の受け止めをお聞きしたいと思う。

事務局

夜間や緊急時に手話通訳者のお力添えをいただくことになるため、かなりの負担はあると思っているが、このシステムが出来る前は、意思疎通ができないことを理由に苦しい状況にあるにもかかわらず、救急車を呼ばずに次の日まで耐えようとされる方がいたと聞いている。そういう部分は一定解消されたかと思っている。もちろん手話通訳者の方の御負担・御尽力によるものではあるが、非常に大切なシステムであると思っている。この制度自体があることは消防局の方も当然知っているが、件数が多くないため、救急隊員がスムーズに対応できなかったことがあるとは聞いている。これについて、消防局には改めて周知のお願いをしており、今後もこのシステムは継続していく予定である。

志藤委員

ろうあ協会の長年の要望、運動が実って、京都市の障害施策の一つとして実現したものであるが、バージョンアップも必要であると思う。より使いやすく、消防局の方もスムーズに使えるようになればよいと思う。特に命に関わることなので、できればコロナの数年間を経験した後で、一度消防局や聴言センター、ろうの方と振り返りの評価をしていただき、よりよい仕組みを構築していただければと思う。

オブザーバー（橋本氏）

緊急時に手話通訳を呼べるシステムがあることを知らなかった。私自身が1か月ほど前に救急車を呼ぶことがあったが、その際、システムを知らなかったので、救急隊員には何も言わなかった。救急隊員の方は筆談で質問してこられ、病院に運ばれた後も筆談でやり取りをした。このシステムを知っていれば、利用していたと思う。この制度をより多くの聴覚障害のある方に周知する方法を考えていただきたい。

事務局

再度周知をさせていただく。また、改めて団体様にも、周知の依頼をさせていただく。

石神委員

国内外で様々な変化があると思う。例えば、聴覚障害のある方のオリンピックと言われているデフリンピックが2025年に東京で開催されることが決まった。また、大阪万博が開かれることになっている。全日本ろうあ者連盟の石野理事長がおっしゃっていたのは、おそらく世界のろう者が日本に来て、デフリンピックや大阪万博に行かれた後に京都に来られる方は少なくないと思うということであった。なので、国際手話等を含めた、外国のろうの方にも対応できるように体制作りが早急に必要だと思う。そのためにも市民に広くアピールすることが大事。

昨年9月23日の手話の国際デーでは京都市にお世話になって、市役所をライトアップのうえ、アピールを行った。初めての取組でこれは良かったと思う。次はライトアップに合わせてイベントもできればなおよいと思う。

聴覚言語障害者関連での裁判で、賠償金が健常者に比べると、6割ぐらいしか保証できないという判決があった。聴覚障害者に対する社会のシステム・見方がまだまだ弱いと思った。差別的な意識を少なくしていくためにも手話の普及は関係していくのではないかなと思う。

竹本委員

本日、たくさんのお話をお聞きして、子供たちの未来について考えさせられた。私たちは子どもたちに色々な力をつけながら、社会の中で活躍してもらいたい。そのような思いで子供たちの

教育にあたっている。社会が状況問わず障害のある方を受け入れられる。理解してもらおうということがとても大事だと思う。引き続き、京都市の方では、この条例があるからというわけだけではなく、誰もが暮らしやすい社会を一緒に目指していければ大変ありがたいという風に思っている。本校の子どもたちは手話を必要とする子どもたちなので、手話の普及についてはあらためて一緒にさせていただければと思う。

また、情報をいかにして取得するか、というところも非常に大事で、先ほどの文字の大きさやホームページの発信など、色々あると思う。平常時は自分から取りに行くことができるが、一番困った時に子どもたちが情報を正しく取れば、子どもたちはいくらでも活躍・貢献できる場があると思う。情報が得られないので、今何が起きているかわからず、どう行動したらいいかわからないということが日常の中で起こり得る。子どもたちにも情報をどう取りに行くか知ってもらうことが大切であり、発信する側もそういうところを意識すると大変ありがたい。そして、情報発信する際には、内容をわかりやすくするなどの工夫も考えていただけるとありがたい。

高山委員

実績等の資料（２）の②に手話通訳の配置がない日にタブレットを用いて通訳サービスを実施とある。京都市のホームページにも、「手話通訳者の配置がない日等については、タブレットを使用した遠隔手話通訳のご利用が可能です。ただし、障害保健福祉課の相談に限ります」と記載されている。しかし、令和３年度の意見募集への回答では、「遠隔手話通訳に限定した使用用途ではないことから、ご理解を」とある。こうした万全に利用できないといった状況の中で、推進計画やホームページ記載のような文章では誤解されやすいのではないかと。以前に、京都市職員の会議でタブレットを使用されたため、実際に手話通訳者が不在の時に遠隔手話通訳を利用したいと思っていた方が使えなかったとの報告を受けている。

ただ、私たちは、以前から聞こえる方達と同等に対応してもらえるように通訳者が常時いるようにしてほしいと要望を出している。これに対して、代替案としてタブレットを活用した遠隔手話通訳ができたと思うが、使えない場合があるのでは、聞こえる方と同等の対応はできていないのではないかと思う。昨年５月２５日に制定された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に当てはまらないように思うので、しっかり情報アクセスができるよう、職員の会議が優先されるようなタブレットの利用の仕方ではなく、市民が不便にならないように代替案につきましても、そのあたりを確認・更正していただきたいと思う。

事務局

タブレットを活用した遠隔手話通訳は、令和３年（２０２１年）５月から運用開始したが、今御指摘いただいたように使えない場面があったという報告も受けている。おっしゃるとおり法整備も整っていく中で、どのように稼働していくかをしっかりと検討したい。

高井委員

聞こえない子どもたちや難聴者も含めて、手話が大事な言語であることは十分承知しながら、文字情報が保証されているかという点が気になっている。各自自治体で手話条例が制定されているが、手話等という「など」という字を入れて、文字による情報も含めている自治体もあるとお聞きしている。難聴児がこの日本社会で教育を受けて生きていくのに読み書きの力をしっかりつけなければいけない。読み書きの色々なITの中で、対等に仕事をしたり、やり取りをしたりする若者が増えていると思っている。そういう意味ではLINEやチャット、スマホなどは現在よく利用されていると思う。昨年に流行ったドラマなどでも手話について注目され、UDトークや色々な音声認識、今はUDトークよりも早く文字が表示されるYY probe（ワイワイプローブ）というろう者が作ったものもある。そういうものを利用しながらもっと豊かになればよいと個人的には思っている。最初は手話等の「等」と付けるのは、どうかと思っていたが、その点については、この場ではすでに検討されたのか。

オブザーバー（橋本氏）

高井委員の問題は非常に難しい話であると思う。子どもは日本語を身に着ける必要があるが、手話も覚えて自由に話ができる環境も作る必要がある。両方をきちんと身に着けるには簡単ではない。しかし、きちんと身に着けてろう学校を卒業している子どももいると思う。この間、京都市聴覚障害者協会の新年大会に出席して驚いたが、ほとんどの方が挨拶をする際に日本語で喋っていた。手話だけの人は一人しかいなかった。マイクを持って日本語でしゃべっていた。そ

れを見てろう教育も進んだなと感じた。しかし、すべての子にそれができるとは思わない。できる限り努力するしかないと個人的に思う。

事務局

読み書きの習得というのは大事だと思っている。先ほど市民しんぶんの文字情報を手話で発信するというような話もあったが、今ろう学校などに通われている子たちの読み書きはどのような状況なのか教えていただきたい。よく当事者の方からは、高齢の方は文字情報もなかなか情報取得が難しいという話もお聞きするのだが、年代によってかなり状況は異なるのか、そういう状況なのか。どなたか御存知の方がいれば教えていただきたい。

高井委員

年代によっても、個人によっても異なる。先ほど言われたように両方を合わせて、感情も豊かに共感しながら、一対一で口を見て読み取るのではなく、豊かに話ができる環境が一番大事である。私は中学校という義務教育の最後の段階で国語の教師をしていた。聞こえないからということで、聞こえる方と読んだり書いたりには差があるとは思わなかった。人一倍たくさん本が読める子、映画の字幕がスムーズに読める子もあり、そういう力を持ってほしいと思ってずっとやっていた。実際、中学校で校長先生が話される時には、文字を出して、それに手話通訳もつけていた。子どもの言語力はバラバラだが、言語力の高い子は文字を読むのが早い。そして手話の豊かな表現を見て、十分に理解できたという子たちが多かったような気がする。聴覚の保障は人工内耳や補聴器などで、ある程度進もうとしているけども、一番大事な家庭の中で、そういうことがなかなか社会的にもできにくいのではないかとと思っている。正直に申し上げて、社会の格差は広がっているが、聴覚障害児の世界で言えば、その格差はもっと広がっていると思う。だからこそうようなところでは、公のきちんとしたバックアップが必要で、力になりたいとおもっている。

志藤座長

文字情報をそれぞれが理解しやすい方法で、情報を手に取れる。これが大前提で、そういうことが実現できる社会のことを共生社会と呼ぼうと整理されている。その中でもこれまで築いてこられたろう文化が社会の中で浸透するのがなかなか難しい。このテーマをどうするのか。これがこの条例のターゲットになっているので、当然のことながら文字情報も含まれる。内容としては手話言語条例を取り上げて進めていくという条例構成になっているので、手話言語条例というものの普及、情報コミュニケーションがもっと広がって、手話言語条例の理解が広がっていくことは目指すところ。文字による情報を後ろに置いているわけではないと思っていただければと思う。条例の作り方ややり方は各自治体によって異なるが、一番大きなテーマとしては、すべての方が自分らしい生き方、コミュニケーションの方法、情報の取り方、それに合わせた情報の提供というものをみんなで考えていくということが、テーマになっている。このテーマは条例制定時の議論の中には入っていたと思う。

今回の懇話会で宿題もいくつか出たと思う。必要であればメール等で事務局に御連絡いただければと思う。それ以外にも御意見、御提案もあったと思うが、ぜひ令和5年度に実施する内容に盛り込んでいただければと思う。